

# 社会福祉法人 天王福社会 役員報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人天王福社会(以下「当法人」という)定款第9条及び第22条並に第23条の規定に基づき、理事、監事及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

(1)理事長及び理事(以下「常勤理事」)については、報酬及び退職金を支給する。

(2)常勤でない理事、評議員及び監事(以下「非業務理事等」)については、業務に応じた報酬及び退職金を支給する。

2 常勤理事に対する退職金は、理事として任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

3 非業務理事等に対する退職金は、非業務理事等として1期以上の任期を満了、又は辞任により退任した者に支給する。

## (常勤理事の報酬等の算定方法)

第3条 常勤理事に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表第1に定める額。

(2)退職金については、別表第2に定める額。但し、退職金における計算期間には非常勤理事等及び第5条の職員の期間は通算しないものとする。

(3)通勤費については、職員給与規程による支給基準に準じる。

(4)常勤理事が職務のため出張した場合は、別表第5に定める額を別途支給する。

(5)常勤理事が週4日以上従事の場合は、常勤者として社会保険を加入する。

## (非常勤理事の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤理事等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1)報酬については、別表第3に定める額を支給する。但し、その支払額は所得税控除後の学とする。

(2)退職金については、別表第4に定める額を支給する。

(3)通勤費については、前(1)の報酬額に含めて支給。

(4)非業務理事が職務のため出張した場合は、別表第5に定める額を別途支給する。

## (職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤理事に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給せず、職員の給与規程に基づき給与を支給する。

#### (理事及び監事の報酬総額)

第6条 当法人の全理事の報酬総額は、年間1,800万円以内とする。

2 当法人の全監事の報酬総額は、年間100万円以内とする。

#### (報酬等の支給方法)

第7条 常勤理事に対する報酬等の支給については、当月1日から当月末日までの期間とし、その期間計算により翌月15日に、本人名義の口座に振り込み支給する。但し、支給日の当日が土曜日、日曜日、祝日又は銀行定休日にあたるときはその前日に支給する。

2 非業務理事等に対する報酬は、支払事実が発生したのち、速やかに通貨で本人に直接その全額を支払う。但し、監事による監事監査業務の支給については、定時評議員会時に支給する。

3 役員等の退職金については、退職後1ヶ月以内に支給する。

4 前2項・3項は、本人の申し出により本人名義の口座に振り込むことができる。

#### (報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤理事が退任し、又は解任された場合には、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、解任又は死亡の場合の報酬額については、その月の予定出勤日数を基礎として日割りによって計算する。

#### (端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2)50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

#### (公表)

第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

#### (補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

#### 附則

1 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2 一部変更、 令和2年3月18日

別表1

①理事長月額報酬

単位:円

	1等級	2等級	3等級	4等級
1号	140,000	180,000	220,000	250,000
2号	290,000	370,000	450,000	510,000
3号	450,000	570,000	690,000	780,000
4号	620,000	780,000	940,000	1,060,000
5号	1,050,000	1,150,000	1,250,000	1,350,000

②理事月額報酬

単位:円

	1等級	2等級	3等級	4等級
1号	120,000	140,000	160,000	180,000
2号	250,000	290,000	330,000	370,000
3号	390,000	450,000	510,000	570,000
4号	540,000	620,000	700,000	780,000
5号	700,000	800,000	900,000	1,000,000

別表2

退任の日におけるその者の報酬月額×就任期間×係数

就任期間	係 数
1年以上5年以下の期間	1年につき100分の50
6年以上10年以下の期間	1年につき100分の60
11年以上15年以下の期間	1年につき100分の70
15年以上20年以下の期間	1年につき100分の90
21年以上	1年につき100分の105

※就任期間は、就任した日の属する月から退任した日の属する月のまでの

※就任期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

別表3 非常勤理事等の報酬

①理 事

項 目	報 酬	
理事会等への出席	日 額	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	20,000円

②監 事

項 目	報 酬	
理事会等への出席	日 額	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	20,000円
監事監査の業務	年 額	50,000円

③評議員

項 目	報 酬	
評議員会への出席	日 額	20,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日 額	20,000円

別表4 非常勤理事等の退職金

就任期間	金 額	
2年以上6年未満	1年につき	10,000円
6年以上8年未満	1年につき	15,000円
8年以上10年未満	1年につき	20,000円
10年以上20年未満	1年につき	25,000円
20年以上	1年につき	30,000円

別表5 出張旅費等

項 目	金 額	
交 通 費	実費	
宿 泊 費	実費 但し、30,000円以内	
日 当	日 額	3,500円